

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第九十五号

都市計画法施行細則等の一部を改正する規則

(都市計画法施行細則の一部改正)

第一条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に、「添附」を「添付」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(開発行為に係る協議の申出等)

第六条の二 法第三十四条の二第一項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記様式第七号の二による開発行為に係る協議申出書に法第三十条第二項並びに省令第十六条(第五項を除く。)及び第十七条に規定する図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により添付する図書については、第三条及び第四条の規定を準用する。

3 法第三十四条の二第一項の規定による協議の申出に対する結果の通知は、協議成立の場合にあつては、別記様式第七号の三による開発行為に係る協議成立通知書により、当該開発行為に係る協議申出書の写しを添付して行うものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

(開発行為の変更に係る協議の申出等)

第九条の二 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十四条の二第一項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記様式第十一号の三による開発行為の変更に係る協議申出書及び別記様式第十一号の四による協議成立開発行為変更概要書に、省令第二十八条の三に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第三十五条の二第四項において準用する法第三十四条の二第一項の規定による協議の申出に対する結果の通知については、第六条の二第二項の規定を準用する。

第十八条の次に次の一条を加える。

(建築等に係る協議の申出等)

第十八条の二 法第四十三条第三項の規定による知事との協議を行おうとする者は、別記様式第十八号の二による建築等に係る協議申出書に、省令第三十四条第二項の添付図書のほか、建築物の新築、改築又は用途の変更の場合にあつては、当該建築物の各階平面図を、第一種特定工作物の新設の場合にあつては、当該第一種特定工作物の平面図を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第四十三条第三項の規定による協議の申出に対する結果の通知は、協議成立の場合

にあつては、別記様式第十八号の三による建築等に係る協議成立通知書により、当該建築等に係る協議申出書の写しを添付して行うものとする。

別表中

第六条の既存の権利者の届出書	関係市町の数に一を加えた数
----------------	---------------

第六条の既存の権利者の届出書	関係市町の数に一を加えた数
第六条の一第一項の開発行為に係る協議申出書	知事が協議を成立させる開発行為に係るもの
第九条の一第一項の開発行為の変更に係る協議申出書	知事の委任を受けた者が協議を成立させる開発行為に係るもの
省令第三十四条の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	知事の許可に係るもの

省令第三十四条の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	知事の許可に係るもの
第十八条の一第一項の建築等に係る協議申出書	知事の委任を受けた者の許可に係るもの
知事の委任を受けた者が協議を成立させる建築等に係るもの	関係市町の数に二を加えた数
知事の委任を受けた者が協議を成立させる建築等に係るもの	関係市町の数に一を加えた数

省令第三十四条の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書	知事の許可に係るもの
第十八条の一第一項の建築等に係る協議申出書	知事の委任を受けた者の許可に係るもの
知事の委任を受けた者が協議を成立させる建築等に係るもの	関係市町の数に二を加えた数
知事の委任を受けた者が協議を成立させる建築等に係るもの	関係市町の数に一を加えた数

に改める。

別記様式第七号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第7号の2（第6条の2関係）

開発行為に係る協議申出書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為に係る協議を申し出ます。

広島県知事様

所在地

協議申出者 名称

代表者の氏名

印

開発区域に含まれる地域 の名称	
開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
予定建築物等の用途	
工事施行者住所氏名	
工事着手予定期日	平成 年 月 日
工事完了予定期日	平成 年 月 日
自己の業務の用に供する もの、その他のものの別	
都市計画法第34条の該当 号及び該当する理由	
その他必要な事項	
受付番号	平成 年 月 日 第 号
協議成立に付した条件	
協議成立番号	平成 年 月 日 第 号

注

- 1 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となる。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位とし、小数第2位まで記載すること。
- 4 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7号の3（第6条の2関係）

開 発 行 為 に 係 る 協 議 成 立 通 知 書

第 号

所在地

名 称

代表者の氏名

平成 年 月 日付けで申出の（開発行為・開発行為の変更）について協議が成立しましたので、都市計画法施行細則第6条の2第3項の規定によつて通知します。

平成 年 月 日

広島県知事

印

1 協議が成立した開発行為の内容

別紙添付図書のとおり

2 協議成立の条件

別記様式第十一号の二の次に次の二様式を加える。

様式第11号の3（第9条の2関係）

開発行為の変更に係る協議申出書

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更に係る協議を申し出ます。

広島県知事様

所在地

平成 年 月 日

協議申出者 名 称

代表者の氏名

㊞

開発行為の変更の概要	開発行為の変更の概要	開発行為の変更の概要	開発行為の変更の概要	開発行為の変更の概要
1 開発区域に含まれる地域の名称	2 開発区域の面積	3 予定建築物等の用途	4 計	5 工事施行者住所氏名
6 工事着手及び完了予定期日	7 自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	8 都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	9 その他必要な事項	協議成立（当初）番号
平成 年 月 日～平成 年 月 日				平成 年 月 日 第 号
※ 受付番号				平成 年 月 日 第 号
※ 変更協議成立に付した条件				
※ 変更協議成立番号				平成 年 月 日 第 号

- 注
1 ※印欄には、記入しないこと。
2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位とし、小数第2位まで記載すること。
3 「設計」の欄には、設計変更の主たる内容を記載すること。
4 「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
6 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11号の4（第9条の2関係）

協議成立開発行為変更概要書

協議成立通知を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名			
設計者の住所及び氏名			
協議成立年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号		
変更理由			
変更前の面積	m ²	変更後の面積	m ²
変更事項概要			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第十八号の次に次の二様式を加える。

様式第18号の2（第18条の2関係）

建築等に係る協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により、
第一種特定工作物の
新改用途の変更
新築
新設に係る協議
 を申します。

広島県知事様

所在地

平成 年 月 日

協議申出者 名称

代表者の氏名

㊞

建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようととする土地の所在、地番、地目及び面積	所在地番地目面積
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	平方メートル
改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロから示までのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
その他必要な事項	
※受付番号	平成 年 月 日 第 号
※協議成立に付した条件	
※協議成立番号	平成 年 月 日 第 号

注

- 1 ※印欄には、記入しないこと。
- 2 「建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積」の欄の面積は、平方メートルを単位とし、小数第2位まで記載すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて、農地法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第18号の3（第18条の2関係）

建築等に係る協議成立通知書 第 号

所在地

名称

代表者の氏名

平成 年 月 日付けで申出の
建築物
第一種特定
工作物 の
新
改
用途の変更
新
築
設
について協議

が成立しましたので、都市計画法施行細則第18条の2第2項の規定によつて通知します。

平成 年 月 日

広島県知事



1 協議が成立した建築等の内容

別紙添付図書のとおり

2 協議成立の条件

(都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「第六条第五号」を「第五条第五号」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第三条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「(イ)まで及び

(七) 第四十二条第三項の規定による建築等に係る協議

第七条第四項第五十九号(中)「除く」の下に「(中において同じ)」を加え、同号(中)を同号(中)とし、同号(中)を同号(中)とし、同号(中)中「第四十一条第二項」を「第四十一条第二項ただし書」に改め、同号(中)を同号(中)とし、同号(中)を(中)とし、(中)を(中)とし、(中)を(中)とし、(中)を(中)とし、(中)を(中)とし、(中)を(中)とし、(中)を(中)の前に次のように加える。

(第十四条の二第一項(第三十五条の二第四項において準用する場合を含む))

の規定による開発行為に係る協議のうち沙に掲げるもの

(1) 市街化区域内及び区域内又は準都市計画区分が定められていない都市計画区域内において行われる開発行為に係るもの（開発区域の面積が一万平方メートル未満のものに限る。）

(2) 第三十四条第十三号の規定に該当す
一万平方メートル未満のものに限る。

(3) 第三十四条第十四号の規定に該当するもので、既存の権利者の届出がなされているものの開発行為に係るもの（開発区域の面積が千平方メートル未満のものに限る。）

第七条第四項第六十号(七)を同号丸とし、同号丸の前に次のように加える。

(八) 第十八条の二第二項の規定による建築等に係る協議の結果の通知

第七条第四項第六十号中(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、同号(二)中(八)を「(六)及び(九)」に改め、同号(二)を同号(三)とし、同号(三)の前に次のように加える。

(二) 第六条の二第三項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に

第七条第四項第百十六号中「第五十九号(国)」を「第五十九号(固)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。